

令和8年
2026年
2月号

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8階
☎ 03-5224-3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年1回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。
弁護士 今津 泰輝

商業登記に関するQ&A

商業登記について、Q&A形式でご紹介させていただきます。

Q 商業登記とは何ですか？

A 商号(会社名)、本店・支店の所在地、公告方法、会社設立日、事業目的、発行可能株式総数、発行済株式総数等、資本金の額、取締役等の氏名・就任日・退任日等を公示するものです。会社は、これらの一定の事項を登記することが法律上義務付けられています。

Q どのような場合に、変更登記が必要ですか？

A 例えば、商号、目的、本店所在地、公告方法、発行可能株式総数等を変更する場合、株主総会決議により定款を変更した上で、変更登記が必要です。取締役が任期満了により退任し、時間的間隔を置かず取締役役に再任(重任)する場合も、株主総会決議及び変更登記が必要です。

時事ニュース(弁護士制度150周年)

弁護士制度が施行されてから、今年で150周年を迎えます。施行当時、弁護士は「代言人」と呼ばれており、1876年2月22日に「代言人規則」が公布されたのが、弁護士制度の始まりと言われています。その後、大日本帝国憲法の公布に伴い、裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法が制定され、これらの法律の中で、初めて「弁護士」という名称が使用されました。

伝統的な弁護士は、訴訟代理人としての業務が中心でしたが、社会経済情勢の複雑化や弁護士人口の増加に伴い、その業務内容も多様化しており、近年では、企業、中央省庁、地方公共団体等の組織内において、活動する弁護士も増えていきます。

景品表示法に基づく景品規制

今回は、景品表示法に基づく表示規制をご紹介します。前回ご紹介しましたが、今回は、景品規制について、ご紹介いたします。過大な景品の提供は、消費者の自主的・合理的な意思決定を阻害するおそれがあるため、景品類の最高額、総額等が規制されています。

他方で、ウェブサイトの無料会員登録者のみを対象とする場合、顧客は他のサイトへ自由に移動できるため、通常、取引付随性は否定され、景品表示法は適用されません。このような取引付随性のない懸賞は、一般にオープン懸賞と呼ばれています。

総付景品の最高額は、取引価額の20%(取引価額が1000円未満の場合は200円)です。

ただし、総付景品であっても、例えば、食品や日用品の小型の見本・試供品等で、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度のもの等は、規制の対象外です。

◆「景品類」とは

【概要】
「景品類」とは、①顧客を誘引する手段として、②取引に付随して提供される(取引付随性)、③経済上の利益をいいます。ただし、正常な商慣習に照らして値引きと認められる場合等は、景品類に該当しません。①から③のうち、特に重要な要件は、②の取引付随性です。

◆規制の内容
【一般懸賞・共同懸賞】
懸賞とは、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等を利用して定める方法によって、景品類の提供の相手方又は景品類の価額を定める方法をいいます。一事業者のみで行うものを一般懸賞といいますが、複数の事業者が参加して行うものを共同懸賞といいますが、一般懸賞における景品類の限度額は、最高額が取引価額の20倍(最大10万円)、かつ総額が、懸賞に係る売上予定総額の2%までです。共同懸賞における景品類の限度額は、最高額が30万円、総額が、懸賞に係る売上予定総額の3%までです。

◆景品類の提供企画時のポイント
まず、予定している景品類の価額が、景品表示法が定める最高額を超えていないかを確認する必要があります。又は総額を超えていないかを確認する必要があります。

【取引付随性】

商品の購入等の取引を条件とする場合だけでなく、経済上の利益の提供が、取引の相手方を主たる対象としている場合も、取引付随性が認められます。例えば、来店者のみを対象とするキャンペーンは、取引付随性が認められます。

会員サイトのご案内

弊所では、定期的に法改正やハラスメント対策などのセミナー動画を、ホームページ内の会員サイトにおいて配信いたしております。ぜひ定期的にアクセスいただき、貴社の企業活動の取り組みにご活用いただけますと幸いです。ご利用方法がご不明な方がいらっしゃいましたら、ご遠慮なく弊所までご連絡くださいませ。

事務局便り

企業実務への執筆

弊所弁護士坂本及び帰山が執筆した「実務よろず相談室」の記事が掲載された「企業実務」が日本実業出版社より出版されております。

2026年1月号では、「管理監督者への残業代は支給する必要があるか」、同年2月号では、「ドライブレコーダー設置はプライバシー侵害に当たるか」について、お答えいたしております。

同年3月号におきましても、企業のご担当者様が職場で直面する疑問、お悩みについてお答えさせていただきます。皆様のご参考となりましたら幸いです。



規模の大小を問わず、多くの企業のお客様が、弊所を顧問弁護士事務所としてご依頼くださっています。契約書や社内規則の作成・修正、コンプライアンスに関するご相談、訴訟、紛争対応など、ご遠慮なく、info@imazulaw.com 又は代表電話(☎03-5224-3235)へご連絡頂ければ幸いです。発行日: 令和8年2月19日 発行元: 弁護士法人今津法律事務所 所在地: 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル8階 当レターがご不要である方は、大変お忙しいところ恐れ入りますが、info@imazulaw.com へご連絡頂ければと存じます。